

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 輸入植物等の検査（第三条―第二十二
第三章 輸出植物等の検査（第二十三条―第三	十一条の十四）
第四章 指定種苗の検査（第三十二条―第三十	五条）
第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第	三十五条の二―第三十五条の十
一）	第四章の三 侵入調査（第三十五条の十二）
第五章 緊急防除（第三十五条の十三―第三十	九条）
第六章 指定有害動植物の防除	第六節 総合防除（第四十条―第四十条の
四）	第二節 薬剤の譲与（第四十一条―第四十六
条）	第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七
条―第五十八	第七章 都道府県の防疫（第五十九条―第六十
条）	第八章 雑則（第六十一条・第六十二条）
附則	第一章 総則
（指定物品）	第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第四
条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機	具とする。
（植物防疫官及び植物防疫員の証票）	第二条 法第五条第一項の規定による証票の様式
は、別記第一号様式のとおりとする。	第二章 輸入植物等の検査
（検査有害動植物）	第三条 法第五条の二第一項の農林水産省令で定
める有害動植物又は有害植物は、別表一のとおり	とする。
（検査証明書の添付を要しない植物）	第四条 法第六条第一項の栽培の用に供しない植
物であつて、検査有害動植物が付着するおそれ	が少ないものとして農林水産省令で定めるもの

は、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料そ	マ
の他農林業の生産資材の用に供されるものと並び	ケ
に別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定め	フ
るものは、この限りでない。	コ
一 乾燥され、かつ、圧縮されたもの	エ
二 乾燥され、かつ、細断されたもの（センナ	テ
の茎、オレンジの果実及び果皮並びにキヤッ	五
サバの根を除く。）	く。）
三 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎され	（検査指定物品）
たもの（オレンジ及びタマリンドの果実並び	第五条 法第六条第一項の検査有害動植物が付着
にキヤッサバの根を除く。）	するおそれがあるものとして農林水産省令で定
四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断	める指定物品は、次のとおりとする（中古のもの
され、破碎され、又は粉碎されていらないも	に限定。）
の。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとに	一 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整
それぞれ次に定める部位を除く。）	地又は耕作の用に供するものに限る。）
イ いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮	二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わ
ロ エウカリプツス・スツアルチアーナ	ら用若しくは牧草用のベラー、収穫機又は
葉、枝、花及び果実	脱穀機
ハ エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、	三 農業用トラクター
花及び果実	（基準に適合していることについての検査を要
ニ えごま 種子	する植物等）
ホ カカオノキ 種子	第五条の二 法第六条第二項の農林水産省令で定
ヘ カスタネア・クレナタ 殻付きの種子	める地域、植物又は検査指定物品及び基準は、
ト ギイボウルチア・ペレグリニアーナ	別表一の二のとおりとする。
樹皮	2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行
チ コエンドロ 葉及び種子	う必要があるものについては、同項の地域にお
リ こしようぼく 葉、枝、花及び果実	いて栽培されたものに限定のものとする。
ヌ ごま 種子	（輸入場所の指定）
ル さくら 果実	第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、第一
ヲ さとうまつ 葉、枝及び樹皮	号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる
ワ すぎ 果実	飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場
カ せいようあぶらな 種子	については、植物又は検査指定物品を携帯して
ヨ センナ 葉	輸入する場合に限る。
タ マリンド 果実	一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路
レ ちゆうごくぐり 殻付きの種子	港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小
ソ なんようあぶらざり 種子	樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、
ツ においくろたねそう 種子	八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡
ネ はますげ 葉及び茎	港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代
ナ ビヌス・マリチマ 葉、枝及び樹皮	港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常
ラ ひめういきよう 種子	陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜
ム ブラジルナットノキ 殻付きの種子	港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、
ウ べにばな 花及び種子	新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦
キ めぼうき 葉及び種子	港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、
ノ ももたまな 葉、枝及び花	御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日
ク ようしゆねず 果実	市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路
コ ヨーロッパぶな 葉、枝及び花	港、新宮港、日高港、和歌山天津港、鳥取
ヤ わさびのき 葉及び果実	港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島

マ	くるみ属植物 核子
ケ	あかざ科植物 種子
フ	いね科植物 種子（麦芽を除く。）
コ	たで科植物 種子
エ	ひゆ科植物 種子
テ	まめ科植物 種子
五	凍結されたもの（くるみ属植物の核子を除く。）
（検査指定物品）	
第五条 法第六条第一項の検査有害動植物が付着	
するおそれがあるものとして農林水産省令で定	
める指定物品は、次のとおりとする（中古のもの	
に限定。）	
一 農業、園芸又は林業の用に供する機械（整	
地又は耕作の用に供するものに限る。）	
二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わ	
ら用若しくは牧草用のベラー、収穫機又は	
脱穀機	
三 農業用トラクター	
（基準に適合していることについての検査を要	
する植物等）	
第五条の二 法第六条第二項の農林水産省令で定	
める地域、植物又は検査指定物品及び基準は、	
別表一の二のとおりとする。	
2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行	
う必要があるものについては、同項の地域にお	
いて栽培されたものに限定のものとする。	
（輸入場所の指定）	
第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、第一	
号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる	
飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場	
については、植物又は検査指定物品を携帯して	
輸入する場合に限る。	
一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路	
港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小	
樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、	
八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡	
港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代	
港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常	
陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜	
港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、	
新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦	
港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、	
御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日	
市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路	
港、新宮港、日高港、和歌山天津港、鳥取	
港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島	

港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広	
島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻	
中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松	
島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇	
和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川	
之江港、高知港、須崎港、博多港、荏田港、	
三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保	
港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三	
角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細	
島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内	
港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良	
港、石垣港	
二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空	
港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛	
行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空	
港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古	
屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大	
阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空	
港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州	
空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分	
空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉	
手納飛行場	
三 釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空	
港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇	
部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、	
下地島空港、新石垣空港	
（農林水産省令で定める特別の用）	
第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用	
は、次のとおりとする。	
一 博物館、植物園その他の公共の施設におい	
て、標本として展示し、又は保管すること。	
二 犯罪捜査のための証拠物として使用するこ	
と。	
三 ウリミバエの防除を行うことを目的とし	
て、生殖を不能にされたウリミバエを生産す	
るため、ウリミバエの繁殖の用に供するこ	
と。	
四 法第四条第一項、法第八条及び法第十条の	
規定による検査に使用すること。	
五 法第十六条の七の規定による調査に使用す	
ること。	
六 法第十六条の八の規定による通報を行うた	
めに使用すること。	
（輸入禁止品の輸入許可の申請等）	
第七条 法第七条第二項の許可の申請は、当該許	
可を受けようとする者の住所を管轄する植物	

防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して送達させなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）

第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三 オートクレープ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

（輸入禁止品の輸入許可の条件）

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表二に掲げる地域及び植物

二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

（輸入検査の申請）

第十条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

（検査の場所及び期日）

第十一条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

（処分を行う場所）

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

（農林水産省令で定める種苗）

第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹
四 さとうきびの生茎葉及び地下部

（隔離栽培）

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の収受を停止して（郵便物の場合に於ては当該種苗を日本郵便株式会社から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

（隔離栽培品の処分）

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

（証明書の交付）

第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のためを送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

（消毒又は廃棄の実施）

第二十条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

（処分後の通知）

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合に於てはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

(廃棄又は消毒命令書)

第二十二條 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書(第十一号様式)を交付しなければならぬ。法第四条第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。(輸入禁止品の利用許可の申請等)

第二十二條の二 法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第十一号の二様式)を提出して行ふものとする。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書(第十一号の三様式)を交付するものとする。

3 農林水産大臣は、法第九条第六項において準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、第七条第四項の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用時の管理施設の基準)

第二十二條の三 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用許可の条件)

第二十二條の四 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関すること。

二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。

変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

第三章 輸出植物等の検査

(輸出検査の申請)

第二十三條 法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書(第十二号様式)を提出しなければならない。

(検査の場所)

第二十四條 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

(検査の期日)

第二十五條 植物防疫官は、第二十三條の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第二十六條 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二條の規定を準用する。

(植物検疫証明書等の交付)

第二十七條 法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式(植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあっては第十三号の二様式)とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印(第十三号の三様式)を押印する。

(植物検疫証明書の交付の取消し等)

第二十八條 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつてゐると認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)

第二十九條 第二十三條の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十条の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。を第二十三條の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)

第三十條 法第十条の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款(申請者が法人である場合に限る。)及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四 登録免許税の納付に係る領収証書

五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項

ハ 検査業務以外の業務を行つてゐる場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

六 前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行ふものとする。

(登録に關して必要な手続)

第三十一條 法第十条の四第一項(法第十条の五第二項及び第十條の六第三項において準用する

場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記帳して行ふ。

2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(検査員)

第三十一條の二 法第十条の四第一項第一号(法

第十条の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者

(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)

第三十一條の三 法第十条の四第一項第二号(法

第十条の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)

第三十一條の四 法第十条の四第一項第三号(法

第十条の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)

第三十一條の五 法第十条の四第二項第五号(法

第十条の五第二項及び第十條の六第三項におい

て準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の概要

二 登録検査機関が検査を行う区域

三 登録検査機関の全ての事務所（検査を行うものに限る。）の名称及び所在地の一覧

（登録検査機関の登録の更新）

第三十一条の六 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類（第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

第三十一条の七 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書（第十六号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類（登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（変更登録）

第三十一条の八 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

（登録事項の変更の届出）

第三十一条の九 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書（第十七号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の認可の申請）

第三十一条の十 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書（第十八号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の規定事項）

第三十一条の十一 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の実施方法に関する事項

二 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項

三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項

五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

六 検査業務を行う場所に関する事項

七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項

九 財務諸表等（法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等）をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に關し必要な事項

（登録検査機関の業務の休止の申請）

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

第三十一条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 検査の申請を受けた年月日

三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の項目

六 検査を行った品目及びその数量

七 検査を行った品目の生産地又は原産国

八 検査を行った検査員の氏名

九 検査の結果

十 その他必要な事項

第四章 指定種苗の検査

（検査の申請）

第三十二条 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四条 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合においては、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

（移動制限地域及び移動制限植物等）

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおりに定める。

（移動制限植物等の移動制限の例外）

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を各こん包に添付して移動する場合とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

（移動検査及び検査確認の表示）

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装

二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けた旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物

品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第二項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。（消毒の確認及び確認の表示）

第三十五条の五 法第十六条の二第二項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行う二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第二項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該

植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。（消毒の基準）

第三十五条の六 法第十六条の二第二項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

第三十五条の七 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。（移動禁止植物等の移動許可の申請等）

第三十五条の八 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証（第二十二号の十五様式）及び移動禁止植物等移動許可指令書（第二十二号の十六様式）を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等（前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。）の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、移動禁止植物等廃棄等命令書（第二十二号の十七様式）を交付するものとする。

（移動禁止植物等の移動後の管理施設の基準）

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産

省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

（移動禁止植物等の移動許可の条件）

第三十五条の十 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。

五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

六 移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知その他措置の方法に関すること。

2 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除

（緊急防除実施基準の対象）

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

（緊急防除）

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

（協力指示書の様式）

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

（協力成績の報告）

第三十八条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 総合防除

（指定有害動植物）

第四十条 法第二十二條第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

（総合防除計画の報告）

第四十条の二 法第二十二條の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四條の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

（勧告の方法）

第四十条の三 法第二十四條の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四條の三第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

（命令の方法）

第四十条の四 法第二十四條の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、

次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二 勧告に従わなかった事実

三 取るべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤(以下「防除用薬剤」という。)を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請)

第四十二条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書(第二十七号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等)

第四十三条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書(第二十八号様式)を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四条 法第二十七条第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者(以下「譲受人」という。)は、当該引渡後直ちに、受領書(第二十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の徴収)

第四十六条 譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書(第三十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所所在地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書(第三十一号様式)を提出しなければならない。

(貸付)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用の方法その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基づき、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書(第三十二号様式)を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者(以下「借受人」という。)は、当該引渡後直ちに、請書(第三十三号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所所在地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書(第三十四号様式)を提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書(第三十五号様式)を交付する。

(借受人の義務)

第五十一条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納)

第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五条 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

(違約金の徴収)

第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八章 削除

第七章 都道府県の防疫

第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 位置及び管轄区域
- 三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況
- 四 施設の概要
- 五 職員の職種別定数
- 六 業務の概要
- 七 業務開始の予定年月日

(病害虫防除員)

第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雑則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二六年二月二七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二七年四月一日農林省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則

(昭和二九年二月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年二月一四日農林省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月一日農林省令第四五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
3 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面、同規則第十五條の文書、同規則第十六條の隔離栽培命令書、同規則第二十二條の廢棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十條第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附 則（昭和三十二年二月一四日農林省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月一日農林省令第五七号）
この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三十八年六月二六日農林省令第四二号）
この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三号）
この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年三月一日農林省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附 則（昭和四十二年六月二六日農林省令第四五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年一〇月九日農林省令第六一号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六條の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月一九日農林省令第九号）
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年二月二〇日農林省令第五一〇号）
この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二一日農林省令第二二〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年六月二日農林省令第三一〇号）
この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附 則（昭和四十六年四月一〇日農林省令第二五五号）
この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月二七日農林省令第一一〇号）
この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一三日農林省令第二九号）抄
この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十七年六月九日農林省令第三八号）
この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年二月二三日農林省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月七日農林省令第一二二号）
この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。

附 則（昭和四十八年五月二四日農林省令第三七号）
この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月一九日農林省令第七九号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年七月二四日農林省令第三一〇号）
この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の植物防疫法施行規則第三十二條第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年一〇月二一日農林省令第四六号）
この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月二五日農林省令第九号）
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月五日農林省令第三八号）
この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則（昭和五〇年十一月二九日農林省令第五三〇号）
この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

附 則（昭和五一年六月二二日農林省令第二七号）
この省令は、昭和五一年六月十六日から施行する。

附 則（昭和五三年一月一〇日農林省令第一号）
この省令は、昭和五三年一月十三日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二七日農林省令第一七号）
この省令は、昭和五三年三月三十日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年八月二八日農林水産省令第五五号）
この省令は、昭和五三年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月四日農林水産省令第一五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年五月一五日農林水産省令第二五五号）
この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五十四年六月三〇日農林水産省令第三六号）
この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附 則（昭和五十四年九月七日農林水産省令第三九号）
この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則（昭和五十四年一〇月一五日農林水産省令第四三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月二二日農林水産省令第五三三号）
この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附 則（昭和五十五年四月三日農林水産省令第一二二号）
この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附 則（昭和五十五年四月一一日農林水産省令第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年五月二〇日農林水産省令第二二二号）
この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月一六日農林水産省令第六六号）
この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則（昭和五十七年五月二〇日農林水産省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年五月二〇日農林水産省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年五月二〇日農林水産省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月一五日農林水産省令第二四号)

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年八月二四日農林水産省令第三一号)

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十七年二月六日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年一〇月二九日農林水産省令第四二号)

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一日農林水産省令第三号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一五日農林水産省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年八月二二日農林水産省令第四一号)

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号)

この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一一月一日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月四日農林水産省令第一号)

この省令は、昭和六十年二月六日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号)

この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三三号)

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一一月二七日農林水産省令第四一号)

この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月六日農林水産省令第二二二号)

この省令は、昭和六三年二月八日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二七日農林水産省令第六号)

この省令は、昭和六三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二二号)

この省令は、昭和六三年六月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七号)

この省令は、昭和六三年七月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年一一月二九日農林水産省令第五七号)

この省令は、昭和六三年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三三号)

この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二〇日農林水産省令第四七号)

この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附 則 (平成二年三月二〇日農林水産省令第六号)

この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附 則 (平成二年六月一日農林水産省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二二号)

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月三日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則 (平成三年七月一七日農林水産省令第三二二号)

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附 則 (平成四年四月六日農林水産省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附 則 (平成五年一月二七日農林水産省令第二二二号)

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、薬害価格安定法施行規則、薬害検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締りに関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、薬害価格安定法施行規則、薬害検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締りに関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式に

よる書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成五年五月二八日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則（平成六年一月一四日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則（平成六年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則（平成六年八月二二日農林水産省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則（平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一農林水産省令第二五五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則（平成七年四月二四日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年二月五日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一日農林水産省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月九日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月一七日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則（平成九年四月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月二四日農林水産省令第三二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月一日農林水産省令第四五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月二二日農林水産省令第五三三号）

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二六日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年一〇月二七日農林水産省令第七二二号）

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日農林水産省令第八三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年二月五日農林水産省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一六日農林水産省令第七七号）

この省令は、平成一〇年十二月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二二日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二一日農林水産省令第一一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年二月二二日農林水産省令第八五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年五月二四日農林水産省令第三三三号）

この省令は、平成一一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成一一年六月十七日から施行する。

附 則（平成一一年七月三〇日農林水産省令第五二二号）

売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条一の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキノウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成一一年三月二九日農林水産省令第一二二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年五月二四日農林水産省令第三三三号）

この省令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月十七日から施行する。

附 則（平成一一年七月三〇日農林水産省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二七日農林水産省令第八四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月三日農林水産省令第九九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日農林水産省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日農林水産省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日農林水産省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日農林水産省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年五月三十一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月三十一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月五日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月二五日農林水産省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年八月二九日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月二〇日農林水産省令第一一六号）

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月二八日農林水産省令第二二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年二月二四日農林水産省令第一三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一月三〇日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月一九日農林水産省令第二〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月七日農林水産省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年九月二九日農林水産省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十六年二月一日農林水産省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年一月二四日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年二月一〇日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附 則（平成十七年三月一〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。

附 則（平成十七年八月二五日農林水産省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年二月一日農林水産省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則（平成十七年二月一六日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年二月二七日農林水産省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月一日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月九日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則（平成十八年四月二一日農林水産省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年六月一日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附 則（平成十八年六月二三日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年七月五日農林水産省令第六三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

附 則（平成十八年一〇月二日農林水産省令第八二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第十九号の三様式による合格証明書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十九号様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則（平成十八年一月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年二月七日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定（同表八の項地域の欄の改正規定中、「ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十年四月十二日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一九年六月七日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日農林水産省令第六二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年十一月二〇日農林水産省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年十一月三〇日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号） この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。	附 則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号） この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。	附 則（平成二〇年一一月一日農林水産省令第七一号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二二年三月一八日農林水産省令第九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。	附 則（平成二二年六月三日農林水産省令第三八号） この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。	附 則（平成二二年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二二年一二月二九日農林水産省令第六六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号） この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。	附 則（平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二三年一月三二日農林水産省令第二二号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二三年三月七日農林水産省令第八号） この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。	附 則（平成二三年七月八日農林水産省令第四四号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二四年二月一〇日農林水産省令第七号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号） この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。	附 則（平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号） この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。	附 則（平成二五年三月一日農林水産省令第八号） この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。	附 則（平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二六年二月七日農林水産省令第八号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二六年二月二四日農林水産省令第一二二号） この省令は、平成二六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。	附 則（平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号）	
この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年二月二四日農林水産省令第九号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年四月一日農林水産省令第三一号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号） この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	別表一の改正規定（「Thrips minutissimus」、「Narcissus degeneration virus」及び「Narcissus yellow virus」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「、オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「デバナギようちくとう」の下に「、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリブチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）、公布の日	二 別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）、平成二十九年五月二十四日	附 則（平成二八年六月一日農林水産省令第四二二号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年九月八日農林水産省令第五五号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年一一月二二日農林水産省令第八〇号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二九年一月一六日農林水産省令第三号）			
この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成三〇年七月三二日農林水産省令第五二号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成三〇年九月一一日農林水産省令第六〇号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（令和元年五月七日農林水産省令第二六号） この省令は、公布の日から施行する。	附 則（令和元年五月二九日農林水産省令第一号） （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。	附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号） （施行期日） 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	（経過措置） 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。			

附則（令和二年八月五日農林水産省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一一月二日農林水産省令第七五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一二月二日農林水産省令第八三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年四月二七日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日の翌日から施行する。

附則（令和三年五月一〇日農林水産省令第三四号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年八月一九日農林水産省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年八月八日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十一月一八日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月一日農林水産省令第五号）

（施行期日）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三号の規定 公布の日

第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の改正規定 同令別表一の付表の改正規定及び同令別表二の改正規定 令和五年八月一日

（経過措置）

案 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類等は、同条の規定による改正後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用印については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

案 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年十一月一八日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月一日農林水産省令第五号）

（施行期日）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三号の規定 公布の日

第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の改正規定 同令別表一の付表の改正規定及び同令別表二の改正規定 令和五年八月一日

（経過措置）

案 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類等は、同条の規定による改正後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用印については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年二月二四日農林水産省令第一〇号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和五年三月二二日農林水産省令第一五号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和五年九月五日農林水産省令第四四号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和五年十一月三〇日農林水産省令第五六号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和六年四月二二日農林水産省令第二七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和六年六月五日農林水産省令第三二号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和六年六月一七日農林水産省令第三六号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和六年七月四日農林水産省令第四一号）	この省令は、公布の日から施行する。
別表一（第三条関係）	
第一 有害動物	一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物
(一) 節足動物	Abgrallaspis ag uacatae Abgrallaspis pe rseae Acalolepta aust ralis Acalymma vittat um Acanthocinus ae dilis Acanthocoris sc abrator Aceratagallia c alifornica Aceratagallia l ongula Aceria guerriero nis

Alleur oclava ne o	Alleur odicus coc	Alleur odicus des	Alleur odicus dis	persus	Alleur oplatus pe	Alleur o trachus pe	Alleur o trachus jeli	Alleur otubae jeli	neki	Alley rodes prole	tel lar	Ambl ype lta coco	phag a	Ambl ype lta lute	scens	Ambl ype lta niti	da	Amor bia emigra t	ella	Amphi cerus corn	ut us	Amphor ophora ag	athonica	Am sacta moorei	Ana phothrips va	riri	Anarsia lineate	lla (モキバガ)	Anas trepha frat	er culus (ミナミアメリカ ミバエ)	Anas trepha gran	dis	Anas trepha lude	ns (メキシコミバエ)	Anas trepha obli	qua (ニシインドミバエ)	Anas trepha serp	ent ina (ウスグロミバエ)	Anas trepha stri	ata	Anas trepha sus p	ensa (カリブミバエ)
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------	----------------------	------------------------	--------------------------	-----------------------	------	----------------------	---------	----------------------	--------	----------------------	-------	----------------------	----	----------------------	------	---------------------	-------	---------------------	----------	-----------------	---------------------	------	--------------------	------------	---------------------	---------------------------	---------------------	-----	---------------------	--------------	---------------------	----------------	---------------------	-------------------	---------------------	-----	----------------------	---------------

Arthropora	glabra
brunnis	(ツヤハダゴ
マダラカミギリ)	
Anstentilia	m
armarodactyla	
anthonomus	eugenii
(トウガラシウムシ)	
anthonomus	signatus
Anticarsia	gemmatalis
Onidomytilus	albus
phiss	intybi
phiss	newtoni
phiss	poemi
(ヨーロッパ	
パリンゴアブラムシ)	
phiss	rubrum
phiss	serpylli
apterothrips	apteris
archips	argyropilus
(リンゴシロモンハマ	
キ)	
archips	frater
na	
archips	machlopi
is	
archips	micaceana
na	
archips	podana
archips	rosana
argyrotaenia	citrana
(ミカンコハマキ)	
argyrotaenia	velutina
ana (アカオビコハ	
マキ)	
Arhopalus	ferus
Aristotelia	palamota
amota	
Arxyleborus	canaliculatus
Arxyleborus	graniifer
Arxyleborus	granulifer
Arxyleborus	hirsutus

A	r	i	x	y	e	b	o	r	u	s		i	m
a	t	a	x	y	e	b	o	r	u	s			
A	r	i	x	y	e	b	o	r	u	s		m	e
d	i	o	s	e	c	t	u	s					
A	r	i	x	y	e	b	o	r	u	s			
g	o	s	i	p	e	s				r	u		
A	r	o	r	a	t	h	r	i	p	s	s	p	i
n	i	c	e	p	s								
A	r	t	o	n	a	c	a	t	o	x	a	n	t
h	a												
A	s	i	a	c	o	r	n	o	c	c	u		
s	k	a	k	i									
A	s	i	r	a	c	a	c	l	a	v	i	c	o
a	n	n	i	s									
A	s	p	i	d	i	e	l	l	a	h	a	r	t
i	i												
A	s	p	i	d	i	o	t	u	s	c	o	r	y
p	h	a	e										
A	u	l	a	c	a	s	p	i	s	t	e	g	a
l	e	n	s	i	s								
A	u	l	a	c	o	p	h	o	r	a	f	o	v
e	i	c	o	l	l	i	s						
A	u	l	o	c	c	a	r	a	e	l	l	i	o
t	i												
A	u	s	t	r	a	l	o	t	h	r	i	p	s
b	i	c	c	o	r								
A	u	t	o	o	g	r	a	p	h	a	c	a	l
f	o	r	n	i	c	a							
B	a	c	t	e	r	i	c	e	r	a	c	o	c
k	e	r	e	l	i								
B	a	c	t	e	r	i	c	e	r	a	n	i	g
r	i	c	o	r	n	i	s						
B	a	c	t	e	r	i	c	e	r	a	t	r	e
m	b	l	a	y	i								
B	a	c	t	e	r	i	c	e	r	a	t	r	i
g	o	n	i	c	a								
B	a	c	t	r	o	c	e	r	a	a	l	b	i
s	t	r	i	g	a	t	a						
B	a	c	t	r	o	c	e	r	a	c	o	r	r
e	c	t	a	(セグロモミバエ)									
B	a	c	t	r	o	c	e	r	a	c	u	c	u
r	b	i	t	a	e	(ウリミバエ)							
B	a	c	t	r	o	c	e	r	a	d	o	r	s
a	l	i	s	s	p	e	c	i	e	s	c	o	
m	p	l	e	x	(ミカンコミバエ種								

[illegible][illegible]

Hy	les	in	us	var	i
Hy	lu	rg	ops	rug	i
en	ni	s			
Hy	po	ly	ca	ena	ery
lu	s				
Hy	po	th	en	em	us
mp	ei				
In	si	gn	or	th	ez
in	si	gn			
Ip	s	ca	ll	ig	ra
us					
Ip	s	co	nc	in	nu
Ip	s	gr	an	d	ic
is					
Ip	s	la	ti	d	en
Ip	s	mo	nt	a	nu
Ip	s	pe	rt	ur	ba
Ip	s	pi	ni		
Ip	s	se	x	d	en
Ip	s	tr	i	d	en
Is	ot	e	n	e	s
na					
Ke	i	f	e	r	ri
ri	s	i	c	e	ll
La	m	b	d	i	na
la	r	i	a		
Le	p	i	d	o	s
le	n	e	n	s	i
Le	p	i	d	o	s
ry	ch	li	d	o	s
Le	p	t	i	n	o
ce	m	l	i	n	e
ハムシ					
Le	p	t	o	g	l
yp	e	a	l	i	s
Le	p	t	o	x	y
pu	n	c	t	a	t
Le	u	c	o	p	h
o	r	a	t	a	
Le	u	c	o	p	h
i	d	o	p	h	o
Li	l	i	o	c	e
li					
Li	co	rn	i	s	
an	g	u			

[illegible]

[illegible]

Plicothrips	apicalis	Podischnus	agen	Poeciloco	ris	la	Polychro	sis	vit	ean	(ブドウヒメハマキ)	Polygra	phus	occ	identalis	Polygra	phus	ruf	ipennis	Pri	onus	califor	nicus	(カリフォルニアノコギリカミキリ)	Proeu	lia	aurar	ia	Proeu	lia	chrysop	teris	Prostephanus	truncatus	Protaetia	aeruginosa	(オウシユウツヤハナムグリ)	Protaetia	auric	halcea	(シロモンツヤハナムグリ)	Protaetia	auripes	(キンイロツヤハナムグリ)	Protaetia	bi	punctata	(ヒブンクタータシロテンハナムグリ)	Protaetia	celebica	(セレベスツヤハナムグリ)	Protaetia	cretica	(クレタツヤケシハナムグリ)	Protaetia	cuprea	(クプレアツヤハナムグリ)	Protaetia	himalayana	(ヒマラヤツヤハナムグリ)	Protaetia	milani	(マレーオオハナムグリ)	Protaetia	nox	(ノックスキモンハナムグリ)
-------------	----------	------------	------	-----------	-----	----	----------	-----	-----	-----	------------	---------	------	-----	-----------	---------	------	-----	---------	-----	------	---------	-------	-------------------	-------	-----	-------	----	-------	-----	---------	-------	--------------	-----------	-----------	------------	----------------	-----------	-------	--------	---------------	-----------	---------	---------------	-----------	----	----------	--------------------	-----------	----------	---------------	-----------	---------	----------------	-----------	--------	---------------	-----------	------------	---------------	-----------	--------	--------------	-----------	-----	----------------

Protætia speciosa (スベキオーサツヤハナムグリ)	PseudanaphothripseudaulacaspisbrimblecombipseudaulacaspiseugeniaePseudaulacaspispapayaePseudococcusrantiaecusPseudococcusluteusPseudococcusleolariaae (ガハニコナカイガラムシ)	PseudococcusisaePseudococcusidenrusPseudococcusckbeardsleyiPseudococcusritimusPseudococcuschariccolaPseudococcuslennyosPseudococcusburniPseudohylessinusgranulatusPseudohylessinebulosusPseudotherapsiswayiPsillarosae (ニンジンサビバエ)	Pterochloroides persicaePterinus tectusPyrrharctia isabella
-----------------------------------	---	---	---

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ア、タジキスタ ン、ドイツ、ト ルクメニスタ ン、ハンガリ ー、フランス ブルガリア、ポ スニア・ヘルツ ェゴビナ、ポー ランド、ポルト ガル、マルタ、 モルドバ、モン テネグロ、ルー マニア、アルジ ェリア、カナリ ア諸島、南アフ リカ共和国、ア メリカ合衆国、 アルゼンチン、 チリ、ブラジ ル、ペルー、オ ーストラリア	えんどうの 種子であつ て栽培の用 に供するも の	輸出国の政府 機関によりそ の栽培地にお いて行われた Fusarium sporoxys p. sp. (エンドウ萎 ちよう病菌) を発見するた めに適切と認 められる方法 による検査の 結果Fusaria resultum xysporum f. sp. si (エンド ウ萎ちよう病 菌)に侵され ていないこと
ア、リトアニ ア、ルーマニ ア、ロシア、ア ルジェリア、エ ジプト、モロッ コ、アメリカ合 衆国、カナダ、 アルゼンチン、 コロンビア、プ ラジル、オース トラリア、ニュ ージーランド、 ハワイ諸島	シトロフオ ーチ ユネ ラ・ミクロ カルパ、エ レモントラ ス属植物、 からたち属 植物、きん かん属植物 、セベリニ ア属植物及 びみかん属 植物の生植 物（種子及 び果実を除 く。）であ つて栽培の 用に供する もの	輸出国の政府 機関によりそ の栽培地にお いて行われた Deuterop homa et rachi aを発見す るために適切 と認められる 方法による検 査の結果Deu teropha oma et r achi aに侵 されてい ないこと
ーク、ドイツ、 ノルウェー、ハ ンガリー、フラ ンス、ポーラン ド、ボスニア・ ヘルツェゴビ ナ、ポルトガ ル、モンテネグ ロ、ロシア、ア メリカ合衆国、 カナダ、アルゼ ンチン、オース トラリア	ア・セロテ イナ及びブ ラクストニ ア・ペルフ オリアタの 生植物（果 実を除き、 種子を含む 。）であつ て栽培の用 に供するも の	、かつ、輸出 国の政府機関 により行われ た検査の結果 Peronos pora chlorea e (トルコギ キョウベと病 菌)に侵され ていないこと
十四 アメリカ 合衆国	くり属植物 及びこなら 属植物の生 植物（種子 及び果実を 除く。）であ つて栽培の 用に供する もの並びに これらに属 する植物の 葉、枝、樹 皮その他の 部分（種子 及び果実を 除く。）及び これらの植 物の葉、枝、 樹皮その他 の部分（微 生物その他 の生物によ り分解され て生じた有 機物であつ て、植物の 植込みの用 又は植物が 生育するた めの土壌の 被覆の用に 供するもの	認められる方 法による検査 の結果Apor ia morio na sp.に侵 されていない こと。
（ナラ類しお	1 生植物に ついては、輸 出国の政府機 関によりその 栽培地におい てBreutz f. elae arum (ナ ラ類しおれ病 菌)を発見す るために適切 と認められる 方法による検 査の結果Braz ia elae arum (ナラ 類しおれ病 菌)に侵され ていないこと 。	2 生植物以 外については 、輸出国の政 府機関により 行われた検査 の結果Peron ospora chlorea e (トルコギ キョウベと病 菌)に侵され ていないこと 。

十五 全ての地域	第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品（中古のものに限る。）	れ病菌）に侵されてい ないこと。 清掃が行われ、輸出国の政 府機関により 行われた検査 の結果土又は 植物残さがな いこと。
地域	植物	備考 （対象 とす る検 査有 害動 植物）
別表二（第九条関係）		
イエメン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリナ、ウクラ イナ、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、北マケドニア共 和国、キプロス、ギリシヤ、クロアチア、 コンボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ド イツ、ハンガ リー、フラン ス、ブルガリ ア、ベルギー、 ボスニア・ヘ ルツェゴビナ、 ポーランド、	アキー、アコカンテ ラ・オッポシティフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカシタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十、第七十二及び第 八十九に掲げるもの を除く。）、あめだま のき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、 アンティデスマ・ウ エノスム、ウイクス トロエミア・フィリ レイフオリア、エウ クレア・ディウイノ ルム、エケベルギ ア・カベンシス、オ クシアツス・ザン グエバリクス、オピ リア・アメンタケア、 オリブ、オールス パイ、オレア・ウ ッディアナ、カシュ ーナツ、カッシ ネ・シュヴァインフ ルティアナ、キウイ フルーツ、きばなき	C r e t a a i a t t p c s t t r i a e （チ ウ カ イ ミ エ）

ポルトガル、マルタ、モン テネグロ、ル ーマニア、ロ シア、アフリ カ、バミュー ダ諸島、アル ゼンチン、ウ ルグアイ、エ クアドル、エ ルサルバドル、 グアテマラ、 コスタリカ、 コロンビア、 ニカラグア、 西インド諸島 （キューバ及び ドミニカ共和 国を除く。）、 パナマ、パラ グアイ、ブラ ジル、ベネズ エラ、ベリ ズ、ペルー、 ボリビア、ホ ンジュラス、 オーストラリ ア（タスマニ アを除く。）、 ハワイ諸島	ようちくとう、きん ぎじゆ、ククミス・ ディブサケウス、く さとべら、グルーイ ア・トリコカルバ、 コツキニア・ミクロ フィラ、コラロカル プス・エリプテクス、 ごれんし、ざくろ、 サラシア・エレガン ス、ジャボチカバ、 スカエウオラ・ブル ミエリ、そらまめ、 てりはぼく、てんじ くいぬかんこ、なつ めやし、ナンセ、な んようざくら、にが うり、はてるまぎり、 ハルベフィルム・カ ツフルム、フィリキ ウム・デキビエンス、 フェイジョア、プテ イア・エリオスカタ、 プテグア・カピタタ、 フラゲア・グイ ネエンシス、フルエ ッゲア・ウイロサ、 ブルケア・フェルギ ネア、ベルベリス・ ホルステイ、ペン タロパロピラ・ウ ンペラタ、ボウレ リア・ペティオラリ ス、ポポー、ポリス ファエリア・パルウ イフオリア、マメ リンゴ、モノドラ・ グランディディエリ、 ランプロタムヌス・ ザングエバリクス、 りゆうがん、ルディ ア・マウリティアナ、 れいし、いちじく属 植物、インガ属植物、 いんげん属植物、ウ アングエリア属植物、 かき属植物（付表第
--	--

四十一に掲げるもの を除く。）、カリツサ 属植物、くるみ属植 物、くわ属植物、コ ツコロバ属植物、コ ーヒーノキ属植物、 すぐり属植物、すの き（こけもも）属植 物、とけいそう属植 物、ドビアーリス属 植物、ドリペテス属 植物、なつめ属植物、 にんめんし属植物、 ばしりう属植物（成 熟していないバナナ の生果実を除く。）、 パパイア属植物（付 表第一に掲げるもの を除く。）、ばんじろ う属植物、ばんのき 属植物、ばんれいし 属植物、ひいらぎと らのお属植物、ぶや くだん属植物、ふう ちようぼく属植物、 ふくぎ属植物、ぶど う属植物（付表第三 十五、第四、第五十 九及び第七十九に掲 げるものを除く。）、 ふともも属植物、マ チン属植物、マンゴ ウ属植物（付表第二 、第三十六、第四十三、 第五十一及び第五十三 に掲げるものを除 く。）、もちのき属植 物、ももたまな属植 物、ユーゲニア属植 物、わた属植物、あ かてつ科植物、さぼ てん科植物（イエロ ーピタヤ及びヒロセ レウス・ポリリズス を除く。）、なす科植 物（付表第三及び第 四十二に掲げるもの
--

二 インド、 インドネシア、 カンボジア、 シンガポール、 スリランカ、 タイ、台湾、 中華人民共和 国（香港を除 く。以下この 表において同 じ。）、ネパ ール、パキス タ、エクセルサ、 アゼルバイ ジャン、東テ ルモール、フ イリピン、ブ レータン、ブル ネイ、ベトナ ム、香港、マ レーシア、ミ ヤンマー、ラ オス、オマー ン、アングラ、 ウガンダ、エ スワティニ、 エチオピア、 エリトリア、 ガーナ、カー ボベルデ、ガ ボン、カメル ーン、ガンビ ア、ギニア、 ギニアビサウ、 ケニア、コー トジボール、 コモロ、コン	かんきつ類（げつき つ、からたち属植物、 きんかん属植物及び みかん（かんきつ） 属植物並びにこれら の交雑種をいう。以 下同じ。）（付表第四、 第五、第十及び第五 十八に掲げるものを 除く。）、あかぎ、ア キー、アザディアク タ・エクセルサ、ア ゼルバイ・クシロカ ルバ、アボカド（付 表第八十九に掲げる ものを除く。）、あま めしば、アランギウ ム・キネンセ、アラ ンギウム・サルウイ ーフオリウム、アル タボトリス・シアメ ンシス、アルタボト リス・モンテイロア エ、アルピニア・ム ティカ、アレニア・ ウエスターハウゲイ ー、イカキナ・セネ ガレンシス、イクソ ラ・ジャワニカ、イ クソラ・マクロテイ ルサ、いちじく、い ちじくぐわ、いぬび わ、イルビンギア・ ガボネンシス、イル ビンギア・マラヤナ、 いんどめてんぐ、う	を 除く。）、ばら科植 物（付表第三及び第 三十一に掲げるもの を除く。）、及びみかん 科植物（付表第四か ら第八まで、第三十 九、第四十五、第五 十六、第六十五、第 七十三及び第七十八 に掲げるものを除く 。）の生果実
B c r c s o l s s i e c p a r d a e o t a e p o	群（ミ カ コ バ 種 エ ミ ン 群）	

ゴ共和国、コ ンゴ民主共和 国、ザンビア、 シエラレオネ、 ジンバブエ、 スーダン、赤 道ギニア、セ ネガル、タン ザニア、チャ ド、中央アフ リカ共和国、 トーゴ、ナイ ジェリア、ナ ミビア、ニジ エール、ブル キナファソ、ベ ブルンジ、ベ ナン、ボツワ ナ、マイヨツ ト、マダガス カル、マラウ イ、マリ、南 アフリカ共和 国、モザンビ ーク、モーリ シャス、モー リタニア、リ ベリア、ルワ ンダ、レユニ オン、スリナ ム、フランス 領ギアナ、オ ーストラリア 領クリスマス 島、パプアニ ューギニア、 ハワイ諸島、 フランス領ポ リネシア、ミ クロネシア	どんげのき、ウバリ ア・カマエ、ウバリ ア・グランディフロ ラ、エクスコエカリ ア・アガロカ、エラ エオカルプス・ハイ グロフィルス、おう ぎやし、おおいたび、 おおばいぬびわ、お おばらいちご、おき なわずめうり、オ クレイナウクレア・ メインゲイ、オピ リア・アメントケア、 おらんだいちご、オ リープ、カカオノキ、 カシューナッツ、が じゅまる、カッパリ ス・セビリア、カ ッパリス・トメント サ、からすうり、キ オナンツス・パーキ ンソニー、キサント フィルム・アモエヌ ム、キサントフィ ム・フラウエスケ ン、キシメニア・ア メリカナ、きばなき ようちくとう、きゅ うり、きんきじゅ、 ククルビタ・アルギ ロスベルマ、グネツ ム・グネモン、グメ リナ・エリプティカ、 グメリナ・フィリッ ペンシス、グリコス ミス・ペンタフィラ、 クリソバラヌス・イ カコ、くろつぐ、く ろみのおきなわず めうり、ケドロステ イス・ヒルテラ（付 表第七十四に掲げる ものを除く）、コッ キニア・グランディ ス、こみのくろつぐ、 コルディア・ミクサ、
--	--

コルディア・ピンナ ータ、ごれんし、コ ロシントウリ（付表 第六十六に掲げるも のを除く）、ざくろ、 さとうやし、サバ・ コモレンシス、サ バ・セネガレンシス、 サラカやし、さるか けみかん、サントー ル、シトロフォーチ ユネラ・ミクロカル パ、しようべんのき、 しろだも、すいか、 スクレロカリア・ピ レア、スコエフィ ア・フラグランス、 せいようかぼちや （付表第六十七に掲 げるものを除く）、セ ルティス・テトラ ンドラ、たいへいよう ぐるみ、たぶのき、 ディレニア・オボバ タ、デスモス・キネ ンシス、テトラクト ミア・マジユス、て りはぼく、てんじく いぬかんこ、てんに んか、とうぐわ、と かどへちま（付表第 七十五に掲げるもの を除く）、トマト、 トリファシア・トリ フォリア、ナウクレ ア・オリエンタリス、 ながばのこれんし、 なつめやし、なんよ うぎくら、にがうり、 ねぐるもも、ねじれ ふさまめのき、ハエ マトスタフィス・パ ーテリ、はくさんぼ く、パツカウレア・ ラケモサ、バツカウ レア・ラミフロラ、 パバイヤ（付表第一、

第十一及び第十二に 掲げるものを除く）、 はまいぬびわ、はま びわ、パラミグニ ア・アンダマニカ、 パリナリ・アナメン シス、ひょうたんの き、ひろはふさまめ のき、びわ、びんろ うじゅ、フアグラエ ア・ケイラニカ、フ アグラエア・ラケモ サ、フィクス・エリ ゴドン、フィクス・ オットニーフォリア、 フィクス・グロッツ ラリオイデス、フィ クス・コンカティ ア、フィクス・ヒス ピダ、フィクス・ペ ンジャミナ、フィサ リス・ミニマ、フェ イジョア、フラク ルティア・ルカム、 ブレイニア・ラケモ サ、ブレオニア・キ ネンシス、ヘイネ ア・トリジュガ、へ ちま（付表第七十六 に掲げるものを除く ）、ペポかぼちや （付表第六十八に掲 げるものを除く）、ベ ルノキ、ポリアルテ イア・ロンギフォリ ア、ホリガルナ・ク ルツィー、まるばち しやのき、まるめる、 マンメア・シアメン シス、ミクソピル ム・スミラキフォリ ウム、ミクロコス・ トメントサ、めじろ ほおずき、メロン、 ももたまな、モモル ダイカ・パルサミナ、 やえやまあおき、や
--

ぶにつけい、やまも も、ゆうがお（付表 第六十九に掲げるも のを除く）、らんば い、ランブータン、 りゅうがん（付表第 七十七に掲げるもの を除く）、りんご、 れいし（付表第十三、 第十四及び第七十一 に掲げるものを除く ）、レピサンテス・ テトラフィラ、レピ サンテス・ルビギノ サ、わんび、あかた ねのき属植物、かき 属植物、カリッサ属 植物、ぐみ属植物、 コーヒーノキ属植物、 さくら属植物、とう がらし属植物、とけ いそう属植物、なし 属植物、なす属植物、 なつめ属植物（付表 第六十三に掲げるも のを除く）、にんめ んし属植物、ばしよ う属植物（成熟して いないバナナの生果 実を除く）、ばんじ ろう属植物、ばんの き属植物、ばんれい し属植物、ひいらぎ とらのお属植物、ヒ ロセレウス属植物 （イエローピタヤ並 に付表第五十二及び 第五十五に掲げるも のを除く）、ふくぎ 属植物（付表第四十 に掲げるものを除く ）、ぶどう属植物 （付表第三十二及び 第五十四に掲げるも のを除く）、ふともも 属植物、マンゴウ属 植物（付表第十五か

三 オーストラリア（タスマニアを除く）、ニューカレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア	から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカーニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実	B a t a e a r c r c r o n y i (クイ ン ス ラ ン ド ミ バ エ)
--	--	---

だちとうがらし、きばなきようちくとう、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくろ、サラシア・キネンシス、サンツール、しまほおずき、ジャボチカバ、シロサボデ、すもも、せいようかりん、セメカルプス・アウストリエンス、ダウイドソニア・ブルリエン、てりはばんじろう、てりはぼく、とうがらし、トマト、ナウクレア・オリエンタリス、ながぼのごれんし、なつめやし、パイヤ、ばらみつ、バリントニア・アジアティカ、バリントニア・エドウリス、バリントニア・カリブトラタ、ばんじろう、ばんのき、びわ、フアグラエア・グラシリペス、フアレリア・クレロデンドロン、フィクス・パンケリアナ、フェイジョア、プシディウム・アクタングルム、プシディウム・ギネンセ、ブランコニア・カレヤ、プレイオギニウム・チモリエンセ、べにすもも、ポウロウマ・セクロピーフォリア、ボメティア・ピンナタ、マクルラ・ボミフェラ、まるめろ、ミロバランすもも、メロドルム・ライヒハル

[illegible]

アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モリシヤス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア	五 インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以
サ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルボン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいいおなすび、たまさんご、テトラステイグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）の生果実	あんず、さくらんぼ（付表第十九から第二十一まで、第三十八及び第四十四に掲げるものを除く。）、すもも（付表第三十七に掲げるものを除く。）、まるめろ、もも（付表第二十二及び第二十三に掲げるものを除く。）、なし属植物及びりんご属植物（付表第二十四、第二十五、第三十一及び
GalnmpadC leoooy	ガ リ ン ド

ニア諸島、ケ ニア、南アフ リカ共和国、 ルワンダ、ア メリカ合衆国、 カナダ、アル ゼンチン、エル サルバドル、 グアテマラ、 コスタリカ、 チリ、ニカラ グア、パナマ、 ベネズエラ、 ペリーズ、ペ ルー、ボリビ ア、ホンジュ ラス、メキシ コ、オースト リア、ニュー ジーランド	十一 インド、 パキスタン、 トルコ、アイ スランド、ア イルランド、 アゼルバイジ ヤン、アルメ ニア、イタリ ア、ウクライ ナ、ウズベキ スタン、英国、 エストニア、 オーストリア、 オランダ、カ ザフスタン、 キプロス、ギ リシャ、キル ギス、ジョー ジア、スイス、 スウェーデン、 スペイン、ス ロベニア、タ ジキスタン、 チェコ、デン マーク、ドイ ツ、トルクメ ニスタン、ノ	なす科植物（付表第 四十六に掲げるもの を除く。）の生塊茎等 の地下部	G o o p a e l d r a i l a (ジャ ガモシヤ スロシ セント ウチユン)
ルウェー、ハ インガリー、フ ランランド、ブ ルガリア、ベ ルギー、ボス ニア・ヘルツ ェゴビナ、ポ ーランド、ポ ルトガル、マ ルタ、モルド バ、ラトビア、 リトアニア、 ロシア、アル ジェリア、カ ナリア諸島、 ケニア、モロ ッコ、アメリ カ合衆国、カ ナダ、エクア ドル、コスタ リカ、コロン ビア、チリ、 パナマ、フォ ークランド諸 島、ベネズエ ラ、ペルー、 ボリビア、ニ ュージーラン ド	十二 ミヤン マー、アラブ 首長国連邦、 イエメン、イ スラエル、イ ラク、イラン、 シリア、トル コ、ヨルダン、 レバノン、欧 州（オランダ 及びキプロス を除く）、ア ルジェリア、 エジプト、チ ュニア、南 アフリカ共和	なす科植物（付表第 二十七、第三十、第 四十二、第四十七及 び第六十二に掲げる ものを除く。）の生茎 葉及び生果実	P r o o p o s n a t b c n (タ コバ 菌と病)
国、モロッコ、 リビア、アメ リカ合衆国、 カナダ、アル ゼンチン、ウ ルグアイ、エ ルサルバドル、 キューバ、グ アテマラ、コ スタリカ、ジ ヤマイカ、ド ミニカ共和国、 ニカラグア、 ハイチ、プエ ルトリコ、ブ ラジル、ベネ ズエラ、ホン ジュラス、メ キシコ、オー ストラリア （タスマニアを 除く。）	十三 アメリ カ合衆国、ハ ワイ諸島	アボカド、アルファ ルフア、いんげんま め、インディゴフェ ラ・ヒルスタ、おく ら、きだちとうがら し、こしよう、さつ まいも、さとうきび、 すいか、だいこん、 だいず、テーダまつ とうがらし、とうも ろこし、トマト、に がうり、パインアッ プル、ピヌス・エリ オッテイ、ペポかぼ ちや、メロン、らっ かせい（さやのない 種子を除く）、リー キ、れいし、アンス リウム属植物（付 表第四十九に掲げる ものを除く）、パシ ヨウ属植物、ふだん そう属植物及びみか	R o p d u o p r i u a l h o t c s l h o (カ ネモツ グレン セリユ ウチユン)
十四 イスラ エル、イラク、 シリア、トル コ、レバノン、 欧州、アルジ ェリア、チュ ニジア、モロ ッコ、アメリ カ合衆国、カ ナダ、ニュー ジーランド	十五 朝鮮半 島及び台湾を 除く諸外国	ん科植物の生植物の 地下部 おおむぎ属植物、こ むぎ属植物、らいこ むぎ属植物及びらい むぎ属植物の茎葉 （つと、こもその他こ れらに準ずる加工品 を含む。付表第二十 八及び第三十三にお いて「むぎわら」と いう。）並びにかもじ ぐさ属植物の茎葉 （付表第二十八及び第 三十三に掲げるもの を除く。） いね、いねわら（か ます、むしろその他 これらに準ずる加工 品を含む。以下同じ 。）（付表第二十九に 掲げるものを除く。） もみ及びもみがら	M o c r s d a o t y l i e a (ハ ン ア ン バ エ)
セク ン キ ネ	(イ ネ 病 菌)	D t i n l a s h g u s t e y i (イ ネ 病 菌)	

ラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	イヤ（付表第八十四に掲げるものを除く）、びわ、フェイジヨア、まるきんかん、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く）、もも、もまたまな、かき属植物、さいちご属植物（付表第八十二に掲げるものを除く）、コーヒノキ属植物、すのき（こけもも）属植物（付表第八十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物（付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く）、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	ナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	マメーリango、まるめる、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く）、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミア属植物、コーヒノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く）の生果実	（メキシコ）	（ニシ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）	（カリ）</
------------------------	--	---------------------	---	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

七 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八 スペインから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルステイアーナ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

九 削除

十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるボンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十二 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらで

あつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシヤス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十五 削除

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいようすもも及びにほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレイプフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマリーコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十一 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十三 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、パンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリウム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウ

、ポーランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	六 インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、南アフリカ	アボカド、カシユーナッツ、カシヤ・イボレンシス、くだものときい、げつけいじゆ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクセス・センペルウイレ、サンプルウイレ、マルメロ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつけい属植物、コーヒノキ属植物、なやなぎ属植物、ばしり属植物、ばらり属植物、ばらり属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブルメリア属植物、みかん属植物、及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてAlueur oceantogh us want h	共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス、領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア、領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス、領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア、領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようし、ゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とまうがらし、トマーズ、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生葉並びにしほおずき及びトマトの生果実	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその	ルumi（ミナジクロトゲコナジラミ）に侵されていないことが特記されていること。	アラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバイン、アルバニア、ルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チヤネル諸島、オーストラリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、スニア、ヘルツェゴビナ、バルトナ、モルドタ、モルド	の写しには、栽培地においてTuta ab soluta（トマトタバガ）に侵されていないことが特記されていること。	バ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ボリア	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガラ、ケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンテイラ・フロロツコサ、ヨロツロステウム、かえで属植物及びこまぐさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてMeliodogynochitw oodhi（コンビアネコブセンチュウ）を発見するために適切
--	---	--	---	---	---	---	---	---	---------------	---	--	--	--	--	---	---

の写しには、栽培地においてTuta ab soluta（トマトタバガ）に侵されていないことが特記されていること。

バ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ボリア	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガラ、ケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンテイラ・フロロツコサ、ヨロツロステウム、かえで属植物及びこまぐさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地においてMeliodogynochitw oodhi（コンビアネコブセンチュウ）を発見するために適切
--	--	---	---

オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、ア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コトジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、パナマ、ジャマイカ、スリ	トマト、なす、ばれいしよ、びんろうじゆ、めき、しこいとすぎ、やつかせい(さやのない種子を除く)、カラテア属植物、くずア属植物、うこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、ばしう属植物、フィロデンドロン属植物、ブセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいしう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビウス属植物及びアンスリウム属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	の写しには、栽培地において R a d o p h o l u s s i m i l i s (バナナネモグリセンチュウ)を発見するため適切な方法による検査が行われ、かつ、R a d o p h o l u s s i m i l i s (バナナネモグリセンチュウ)に侵されていないことが特記されていること。
ナム、セン Tobin セン ト、セン トルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラガア、パナマ、ブエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリーズ、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニューエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、プアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	あき、にれ、あき、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングステイフ、オリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロビウム・コントルティシクラム、オエククラデス・オルモ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあ
、ニジェール、ブルキナファソ、マナシ、マウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアタマラ、コセタリカ、ウインド諸島、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア	シア・ホシエイ、システモン・ウイナリス、キヤッサバ、きゅうり、きんぎょう、くずうこん、くちなし、クレロデンドラム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニア、ヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなそ、しまほおずき、しょうじょう、しょうじょう、じようぼうく、じようやう、シロギニアヤム、しろこやまも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソラントラ・マクシマ、だいざ、たばこ、たまさろぐく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、がらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、な	2 1 の検査証明書又はその写しには、栽培地において M e l o i d o g y n e o l o b i i を発見するため適切な方法による検査が行われ、かつ、M e l o i d o g y n e o l o b i i に侵されていないことが特記されていること。
十四、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストラリア、オランダ	アエスクルス・カリフォルニア、あかつゆ、アルクトスタフィロキ・スタナフ、イデオアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッス・ヒポグラウカ、くさぼけ、グメリ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写し

、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ナ・ライヒハルデー、こぼしのき、こぼかえで、ざくろ、サルリックス・カプレア、サルリックス・マクロナタ、サルリックス・ラシオレピス、しまとべら、ショワジア・テオリナタ、シンフオリカルボス・オルビクラツス、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようねりこ、せいようなし、こ、せいようはこやなぎ、せいようはしばみ、せいようはるにれ、ソルブス・アリア、テレピンノキ、なつばだいじゆ、ピスタキア・レンテイスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、べるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウィニ、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいばた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパな、レモン、タナ	を添付してあるものであること。 2 1 の検査証明書又はその写しには、栽培地において Eutypa lata を発見するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ Eutypa lata に侵されていことが特記されていること。
十五 インド、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブラタン、香港、ロシア、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、チユニジア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、南アフリカ共和国、モザンビー	ロニケラ・アルビゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ひとつばえにしだ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
十六 アイランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなてん、ウアツキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようちのき、せいようばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チエリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、モンテレーまつ、ヨローツバぐり、ロマティ・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ひいらぎなんてん属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。
十七 ベトナム、アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシヤ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ボルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	ときみずき、ノトリトカルブルス・デンシフロス、ヒドランゲア・シーマニア、ひめつるにちにちそう、ロフオスフェルツ・コンフェルツス、アンジェラム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそ属植物、アルクトスタフィロ属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウセンバラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、かりーブ属植物、かえで属植物、	樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの
1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。	2 1 の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、P hytophthora kera noviae に侵されていこと。	1 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。
2 1 の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、P hytophthora ramorum に侵されていこと。	1 生植物に	1 生植物に

かなめもち属植 物、かばのき属 植物、がまづみ 属植物、かや属 植物、からまつ 属植物、ガリア 属植物、カルナ 属植物、カルミ ア属植物、がん こうらん属植物、 さいちご属植物、 キスツス属植物、 きづた属植物、 きようちくとう 属植物、くすの き属植物、くま しで属植物、く り属植物、グリ セリーニア属植 物、クレマティ ス属植物、くろ うめもどき属植 物、くろばなろ うばい属植物、 ケアノツス属植 物、ゲウイナ属 植物、げつけい じゆ属植物、ケ ラトニア属植物、 こなら属植物、 さくら属植物、 しい属植物、し おで属植物、し なのき属植物、 しやりんとう属 植物、シヨワジ ア属植物、しら たまのき属植物、 シンフォリカル ポス属植物、す いかずら属植物、 すぐり属植物、 すのき（こけも も）属植物、セ コイア属植物、 ゼノビア属植物、 つが属植物、つ	培地において P h y t o p h t h o r a u m を発見す るために適切 と認められる 方法による検 査が行われる こと。 二 生植物以 外については 、撰氏七十一 度以上で七十 五分以上又は これと同等以 上の効果を有 すると認めら れる条件で熱 処理が行われ ること。
--	---

つじ属植物、つ ばき属植物、つ ばめおもと属植 物、つまとりそ う属植物、てい かかずら属植物、 とうひ属植物、 とがさわら属植 物、ときわさん ざし属植物、と きわまんざく属 植物、とちのき 属植物、とねり こ属植物、とね りばはぜのき属 植物、とべら属 植物、ドリミス 属植物、なんき よくぶな属植物、 にしきぎ属植物、 にれ属植物、に わとこ属植物、 はこやなぎ属植 物、はしどい属 植物、はしばみ 属植物、はなず おう属植物、ば ら属植物、パラ クメリア属植物、 パロットイア属 植物、はんのき 属植物、ばんれ いらぎなんてん 属植物、ひめし 属植物、ひめし やくなげ属植物、 ひめつばき属植 物、フィソカル プス属植物、フ クシア属植物、 ぶな属植物、へ テロメレス属植 物、まいづるそ う属植物、まつ し属植物、まてば しい属植物、ま	んざく属植物、 みずき属植物、 めぎ属植物、も くせい属植物、 もくれん属植物、 もくれんもどき 属植物、もちの き属植物、もみ 属植物、やなぎ 属植物、やぶこ うじ属植物、や ぶにんじん属植 物、ユーカリノ キ属植物、ゆず りは属植物、ゆ りのき属植物、 りんご属植物及 びりんねそう属 植物の生植物 （種子及び果実を 除く。）であつて 栽培の用に供す るもの並びにこ れらの植物の葉、 枝、樹皮その他 の部分（種子及 び果実を除く。） 及びこれらの植 物の葉、枝、樹 皮その他の部分 が微生物その他 の生物により分 解されて生じた 有機物であつて、 植物の植込みの 用又は植物が生 育するための土 壌の被覆の用に 供するもの
--	--

十八、イ ン、トル コ、アイ ランド、 アルバ ニア、イ タリヤ、 ウ クライ ナ、オ ースト リ	ゼルコウ・カ ルピニフオリ ア及びニフ オリアの生 植物（種子 及び果実を 除く）及び 木材	1 輸出 機関によ り発行さ れ、かつ、 その検査 の結果、 有害動植 物がない ことを確 か
--	---	--

十九、イ ンド、イ ン ドネシア 、タイ、 大韓民 国、台湾 、中華人 民共和 国、イス ラエル、 ロシア、 イタリア 、ギリ シア、セ ルビア、 ハンガ リー、ナ イジェリ ア、南ア フリカ共 和国、	きゆうり、す いか、せい ようか、 ぼちや、 せいよ うか、 ぼちや 及び にほん か、 ぼちや の交雑 種、 とう がん、 にが うり、 にほん か、 ぼちや 、 ペポ か、 ぼちや 、 メロ ン並び に、 ゆう が、 おの 生植物 （果実 を除き 、種 子を含 む）で ある 供する もの	1 輸出 機関によ り発行さ れ、かつ、 その検査 の結果、 有害動植 物がない ことを確 か め、又は 信ずる 旨を記載 した検査 証明書 又はその 写しを添 付してあ るものである こと。 2 1 の検査 証明書又は その写しに は、 O p h i o s t o m a n o v o l u n m i s u b v o l u n o i を発見 するために 適切と認 められる 方法による 検査が行 われ、かつ、 O p h i o s t o m a n u l n o v o l u m i s n o v o l u m i に侵 されてい ないこと が特記さ れている こと。
--	---	--

アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	の写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Accidovox rax av ena s ub s p. citrul li (スイカ果実汚斑細菌病菌)に侵されていないことが特記されていること。	一栽培地に於いてAccidovox rax av ena s ub s p. citrul li (スイカ果実汚斑細菌病菌)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。	二核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。	1 輸出国の政府機関による検査の結果、有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し	、セルビア、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	ちとまと、しまほおずき、しやろく、しろぎ、セロリー、ソラヌム・ウンベリフム・エラエアグニフオリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん、ばれいしよ、フアロピア・コンウォールス、ヘラクレス・スフォルディリウム及びやえむぐら属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	た検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Candidatus Liberibacter solanacearumに侵されていないことが特記されていること。	1 輸出国の政府機関による検査の結果、有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、P
--	--	---	---	---	---	--	-----------------------------	---	--	--------------------------------------

seu dom onas yringa e p v. diae b i o v a r 3 に侵されていないことが特記されていること。	一花粉については、輸出国の政府機関が指定するPseudomonas yringa e p v. actinidia o v a r 3 国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、ソマリヤ、チュニジア、モロッコ、リベリア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド	ごま、せいようわさび、セロリ、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関による検査の結果、有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。	2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Spiroplasma citricolaに侵されていないことが特記されていること。	1 輸出国の政府機関による検査の結果、有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し	アガティリス・アストラリス・アスバラガス・アクティフォルリス・アデノカルプス・ラインジー、アボカド、あめりかえのき、あめりかさかい	二十三日、台湾、イスラエル、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国
---	--	---	---	--	---	---	--

、カナダ、
アルゼンチ
ン、エクア
ドル、コス
タリカ、パ
ラグアイ、
ブラジル、
ベネズエラ
、メキシコ

ち、あめりかの
うぜんかずら、
あめりかのきび、
あめりかふじ、
あめりかむらさ
きしきぶ、あめ
りかやまぼうし、
ありたそう、ア
ルテルナンテ
ラ・テネラ、ア
ルヌス・ロンビ
フォリア、アル
ビジア・ユリブ
リツシン、アル
ブツス・ウネド、
アレクトリオ
ン・エクスケル
ス、イウア・
アンヌア、いた
どり、いちじく、
いちよう、いぬ
びえ、いわだれ
そう、ウイキ
アナ、ウイブル
ヌム・テイヌス、
うらじろあかめ
がしわ、エキウ
ム・プランタギ
ネウム、エスカ
ロニア・モンテ
ビデンシス、え
ぞのへびいちこ、
エリオケファル
ス・アフリカヌ
ス、エリカ・キ
ネレア、エレモ
フィラ・マクラ
タ、エンケリ
ア・フアリノサ、
おおあざみ、お
きなわすめう
ろ、おとめふう
ろ、おひしば、
オリガヌム・マ
ヨラナ、かき、
ガザニア・リゲ

る旨を記載し
た検査証明書
又はその写し
を添付してあ
るものである
こと。
2 1の検査
証明書又はそ
の写しには、
適切な血清学
的診断法又は
核酸の塩基配
列を検出する
ために適切と
認められる方
法による検査
が行われ、か
つ、X y l e
s t i d i o
s aに侵され
ていないこと
が特記されて
いること。

ンス、かじのき、
かなむぐら、カ
マエクリス・タ
フアスキラタ、
からすむぎ、か
らたち、カリブ
トカルプス・ピ
アリス・タツス、
カロケフアル
ス・ブラウニー、
きぬげちちこぐ
さ、ぎよりゆう
もどき、きんご
じか、ぎんばい
か、グレヴィレ
ア・ユニペリナ、
クロトン・セデ
イゲルス、クロ
リス・ハロフィ
ラ、げつけいじ
ゆ、コエロラキ
ス・キリンドリ
カ、ごくらくち
ようか、こしよ
うぼく、こせん
だんぐさ、こだ
ちあさがお、こ
ぬかぐさ、こは
こべ、コリノカ
ルプス・ラエウ
イガツス、コロ
ニラ・ヴァレン
ティナ、さるお
がせもどき、サ
ルソラ・ツラグ
ス、シジギウ
ム・パニクラツ
ム、シシンブリ
ウム・イリオ、
ジャカランダ・
ミモシフォリア、
しろがねよし、
しろぎ、しんく
りのいが、シン
フィオトリク
ム・ディウアリ
カツム、すずめ

のかたびら、す
べりひゆ、スペ
ルマコセ・ラテ
イフォリア、せ
いばんもろこし、
せいようきづた、
せいようきよう
ちくとう、せい
ようたんぼぼ、
せいようめした、
セタリア・マグ
ナ、ソフォラ・
セクンディフロ
ラ、だいこん、
たちじやこうそ
う、ダツラ・ラ
イテイイ、たわ
だぎく、チタル
パ・タシュケン
テンシス、つる
うめもどき、つ
るめひしば、デ
イットリキア・
ウイスコサ、テ
ウクリウム・カ
ピタツム、テー
ダまつ、どくに
んじん、とげち
しや、なすな、
なつつばき、な
はかのこそう、
なんてん、ネブ
ツニア・ルテア、
のりうつぎ、は
いきんぼうげ、
はうちわのき、
はぜらん、パツ
シフロラ・フォ
エティダ、バー
ベナ・リトラリ
ス、パラゴムノ
キ、はりえんじ
ゆ、はりまつり、
パルテニウム・
ヒステロフォル
ス、ハロラギ
ス・エレクタ、

ピスタシオノキ、
ヒボカエリス・
ブラシリエンシ
ス、ひめいらく
さ、ファグナロ
ン・サクサチレ、
ファラリス・ア
ングスタ、フク
シア・マゲラニ
カ、ふくわばも
くげんじ、プテ
リディウム・ア
クイリヌム、ぶ
な、フランダ
ラ・アルヌス、
ヘテロテカ・グ
ランディフロラ、
ヘテロメレス・
アルブティフォ
リア、ほそばめ
はじき、ホホバ、
マーガレット、
マルウア・パ
ルウィフロラ、マ
ルビウム・ウル
ガレ、まんねん
ろう、みなとあ
かぎ、むぎくさ、
むくろじ、むら
さきはしどい、
めぎ、メリキツ
ス・ラミフロ
ス、メリコペ・
テルナタ、メリ
タ・シンクライ
リ、メリツ
サ・オツフィキ
ナリス、メレミ
ア・マクロカリ
クス、モディオ
ラ・カロリニア
ナ、もみじばふ
う、モンティ
アストルム・リ
ネアレ、モンテ
イ・リネアリス、
やつで、やぶち

よろぎ、ユーゲニア・ミルティフォリア、ユニペルス・アシェイ、ゆりのき、ラヴァテラ・クレイカ、ラレイダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきさきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンテリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおばこ属植物、おおふとも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらん属植物、だふうろ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、

カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くのみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわがたそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサフラ属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき（こけもも）属植物、ストレプトカルプス属植物、スバルティウム属植物、

物、せいようひるが属植物、セネギオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるさ属植物、つるにちにちそう属植物、ディモルフオデカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とねき属植物、とねべら属植物、なべら属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バツカリス属植物、はなぞう属植物、はまあかぎ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばた属植物、ひとつばた属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆれア属植物、フオルミウム属植物、ぶたくさ

二十四 インド、中 人民共和 国、パキ スタ、バ ン、パン グ、ラデ シ、ア フガニ ス、タ ン、イ ス、ラ エル、 イ、コ 、イタ ラ	
ナリス、アボカ レクス・セミ 並びにアトリ 用供するもの ア属植物の種 よ及びベチュ ラデシ、は トマト、は き、とうが せんなりほ いぬほお るもの	属植物、ぶどう 属植物、ふよう 属植物、ブラキ グロツティス属 植物、ペカン属 植物、ヘーベ属 植物、ペラルゴ ニウム属植物、 ヘリクリスム属 植物、ヘンルー ダ属植物、まつ むしそう属植物、 まめぐんばい ずな属植物、ミ オポルム属植物、 みかん属植物、 みちやなぎ属植 物、むかしよも ぎ属植物、メガ シルス属植物、 めひしば属植物、 もくれん属植物、 もちのき属植物、 やなぎ属植物、 ユーカリノキ属 植物、よもぎ属 植物、ラウアン ドゥラ属植物、 ルピス属植物 及びわすれぐさ 属植物の生植物 （種子及び果実を 除く。）であつて 栽培の用に供す るもの
又はその写し た検査証明書 の旨を記載し め、又は信ず いことを確か 有動植物が 査の結果検疫 かつ、その検 り発行され、 政府機関によ 輸出の	1 輸出の

イナ、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルタネ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ド、いぬほおずき、おおせんなど、こたちとまると、コニザ・ボナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレイン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・コアグラナス、ソラヌム・ダシフィルム、ソラヌム・ラントネッテイ、たまさんご、つるはななす、とうがらし、トマト、パラゴムノキ、はりなすび、ばれいしよ、ペピーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ストレプトグロッサ属植物、ダツラ属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	を添付してあるものであること。2. 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Potato spindle tuber viroid（ジャガイモロイド）に侵されていることが特記されていること。
ア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	フミレ、きだちたばこ、けちようせんあきが、おコニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、せいようたんぼ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、パツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピブタテフルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきとあかさ、めばうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、リコペルシコン・クメリ、エレウスキー、リコペルシコン・パルウイフォルム、おおばこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	め、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。2. 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Pepinosis virus に侵されていることが特記されていること。
ア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノスマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・ブルプρασケンス、コルムネア・エリトロファエア、ソラヌム・ストラモニーフオリウム、とうがらし、トマト、ネマタツツス・ウエツツテイニ、ブルンフェルシア・ウインドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。2. 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Colu-mneal viroid に侵されていることが特記されていること。
ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	栽培の用に供するもの	栽培地において Sphaerotusmefaciens（カンキツ類てんぐ巢病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Sphaerotusmefaciens（カンキツ類てんぐ巢病菌）に侵されていることが特記されていること。
二十八インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、コートジボワール、セネガル、チュニジア	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジョイムソニー、ソラヌム・ラントネッテイ、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1. 輸出国の政府機関による発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。2. 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato

三十四、タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	rus に侵されていないことが特記されていること。	輸出の1 政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1 の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、M a i z t r o t i c m o t t l e v i r u s に侵されていないことが特記されていること。	輸出の1 政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
ア、エチオピア、モロッコ、リビア	わめめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	め、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1 の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、P e a r l y b r o w n i n g v i r u s に侵されていないことが特記されていること。	輸出の1 政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	輸出の2 1 の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
三十七、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、ア、モロッコ	とうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	認められる方法による検査が行われ、かつ、T o m a t o b r o w n r u g u s e v i r u s に侵されていないことが特記されていること。	1 輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1 の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、T o m a t o b r o w n r u g u s e v i r u s に侵されていないことが特記されていること。	輸出の1 政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
三十八、インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、オーストラリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ	せいようまゆみ、ながばくこ、よしゆいばた、さくら属植物、しなのき属植物及びしもつけ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	れいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、ヘチマ、ベニマサ・フィストロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルデイカ・デイオイカ、ゆうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	2 1 の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、T o m a t o b r o w n r u g u s e v i r u s に侵されていないことが特記されていること。	輸出の1 政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

品物定指は又物植		別表五（第三十五条の六関係）	
消毒の基準		備考	
五北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいもの生塊	サツマイモノメイガ	アリモドキゾウムシ
蒸んくルチメ化臭	間時毒消	半間時二	〇ゝ二五度
ムラグ〇五りた当ルト―メ方立―庫蒸んくルチメ化臭	間時毒消	半間時二	〇ゝ二五度
実果生のンカンボ	間時毒消	半間時二	〇ゝ二五度

実果生のンカンボ		実果生のンロメトツネ		実果生のヤイパバ		実果生のトマト	
蒸んくルチメ化臭		理処熱蒸		理処熱蒸		蒸んくルチメ化臭	
チメ化臭		―		―		ムラグ〇五りた当ルト―メ方立―庫蒸んくルチメ化臭	
〇ゝ二五度		六度四五		六度四五		〇ゝ二五度	
間時二		分十三		分十三		間時四	

熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。	
熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。	
熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。	
熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。		熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。	

実果生のンカンボ		実果生のンロメトツネ		実果生のヤイパバ		実果生のめま	
蒸んくルチメ化臭		理処熱蒸		理処熱蒸		蒸んくルチメ化臭	
チメ化臭		―		―		ムラグ五三りた当ルト―メ方立―庫蒸んくルチメ化臭	
〇ゝ二五度		六度四五		八度三・四三		〇ゝ二五度	
間時二		分十三		間時三		半間時二	

間度三一度から四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。

9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。

10 消毒は包装前にすかし箱に入れて行う。

11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。

北緯十度以南の南西諸島（大東諸島及び宮古群島を除く。）		北緯十度以南の南西諸島（大東諸島及び宮古群島を除く。）		北緯十度以南の南西諸島（大東諸島及び宮古群島を除く。）		北緯十度以南の南西諸島（大東諸島及び宮古群島を除く。）	
かんきつ類（ボンカンを除く。）		かんきつ類（ボンカンを除く。）		かんきつ類（ボンカンを除く。）		かんきつ類（ボンカンを除く。）	
ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くるつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・エクセルサ、アランギウ・キネンセ、アランギウ・サルウィーフォリウム、アルタボトリリス・シアメシス、アルタボトリリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウエキスターハ、ウエイ、イカキナ・セ		かんきつ類（ボンカンを除く。）		かんきつ類（ボンカンを除く。）		かんきつ類（ボンカンを除く。）	
ミカンコ		ミカンコ		ミカンコ		ミカンコ	
考備		考備		考備		考備	
（物）植有又動有す要を防ん（害は物害ると必止延ま		（物）植有又動有す要を防ん（害は物害ると必止延ま		（物）植有又動有す要を防ん（害は物害ると必止延ま		（物）植有又動有す要を防ん（害は物害ると必止延ま	

[illegible]

ドを含む)	Pepper chat fruit	Candidatus Liberibacter americanus (カンキツグリーニング病菌アメリカ型)
	Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)	Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグリーニング病菌アジア型)
	Tomato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイルス)	Erwinia amylovora (火傷病菌)
	Tomato apical stunt viroid	
	Tomato brown rugose fruit virus	別表十(第四十条関係)
	Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイルス)	寄主植物又は有害動物又は有害植物
	Tomato leaf curl New Delhi virus	第一 有害動物
	Tomato mottle mosaic virus	一 アスパラガス
(四) その他	Balanisia oryzae sativae (イネミイラ穂病菌)、Xanthomonas oryzae pv. oryzaicola (イネ条斑細菌病菌) その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの	二 いちご
		三 いね
別表九(第三十五条の十三関係)	第一 有害動物	四 おうとう
	Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ)	五 かき
	Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)	六 かんきつ
	Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ)	七 きく
	Ceratitis capitata (チチュウカイミバエ)	八 キャベツ
	Cydia pomonella (コドリンガ)	九 きゅうり
	Cylas formicarius (アリモドキゾウムシ)	十 さつま
	Euscepes postfasciatus (イモゾウムシ)	十一 さと
第二 有害植物	Candidatus Liberibacter africanus (カンキツグリーニング病菌アフリカ型)	十二 さとう
		十三 すいか
		十四 だいこん

十五 だいず	アブラムシ類、吸水性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシンクイガ	アザミウマ類
十六 たまねぎ	アザミウマ類	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類
十七 ちや	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類
十八 トマト	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類
十九 なぎ	アブラムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十 なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十一 なす	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ
二十二 ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ	アブラムシ類
二十三 はく	アブラムシ類	ハスクビレアブラムシ
二十四 はす	アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ	アブラムシ類
二十五 ばれ	アブラムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十六 ピー	アブラムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十七 ぶ	アザミウマ類	アブラムシ類
二十八 ほう	アブラムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十九 もも	シンクイムシ類及びハダニ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
三十 りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類	アブラムシ類
三十一 レ	アブラムシ類	ナスミバエ
三十二 なす	ナスミバエ	クビアカツヤカミキリ
三十三 ばら	クビアカツヤカミキリ	
科植物		

三十四 対象植物を定めたもの	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ	第二 有害植物
一 いちご	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌
二 いね	稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、綿葉枯病ウイルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌	かいよう病菌及び黒星病菌
三 うめ	かいよう病菌及び黒星病菌	萎ちよう病菌
四 えんどう	萎ちよう病菌	炭疽病菌
五 おうとう	炭疽病菌	かいよう病菌、黒点病菌及びそうか病菌
六 かき	かいよう病菌、黒点病菌及びそうか病菌	かいよう病菌
七 かんきつ	かいよう病菌	白さび病菌
八 キウイフルーツ	白さび病菌	菌核病菌及び黒腐病菌
九 きく	菌核病菌及び黒腐病菌	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌
十 キャベツ	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌	紫斑病菌
十一 きゅうり	紫斑病菌	白色疫病菌及びべと病菌
十二 さつま	白色疫病菌及びべと病菌	炭疽病菌
十三 だいず	炭疽病菌	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス
十四 たまねぎ	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌
十五 ちや	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌
十六 てん	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌
十七 トマト	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
十八 なし	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌	
十九 なす		
二十 にんじん		
二十一 ねぎ		

二十二 ばれ いしよ	疫病菌
二十三 ビー マン	うどんこ病菌
二十四 ぶ ど	晩腐病菌、灰色かび病菌及び べと病菌
二十五 むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及 びさび病菌類
二十六 もも	せん孔細菌病菌
二十七 りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八 レ タス	菌核病菌及び灰色かび病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二条関係）

（表）

（裏）

（表）

（裏）

第二号様式（第七条関係）

（表）

（裏）

（表）

（裏）

第二号様式（第七条関係）

第二号様式（第七条関係）

（表）

（裏）

（表）

（裏）

第三号様式（第七条関係）

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____
Date of Issue: _____
This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act.
In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.
Item: _____
Quantity: _____
Name and Address of the person who obtained the permit: _____
Name and Address of the shipper: _____
Remarks: 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____
2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

SUB-STATION
BRANCH
PLANT PROTECTION STATION
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN

あて先: _____ 支 所
植物防疫所 出発所
Remark: The content of this package is a designated import prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.
注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。

備考 輸入禁止品の各梱包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチメートル×横16センチメートル以上）とすること。

第三号の二様式（第七条関係）

(輸入禁止品輸入許可指令書)

農林水産省指令 第 _____ 号
臣所
農林水産省
年 月 日 日付で申請のあった下記1の輸入禁止品の輸入は、下記2の条件を付して許可する。
年 月 日
農林水産大臣
記
1 輸入禁止品
2 条件

第三号の三様式（第七条関係）

輸入禁止品産別等命令書

第 _____ 号
年 月 日
..... 記
農林水産大臣
植物防疫法第 _____ 条第 _____ 項の規定により下記のとおり することを
命ずる。
輸入禁止品（輸入・利用）許可指令番号
輸入禁止品の名称
数量
処分すべき理由
処分の措置及び方法

第四号様式(第十条関係)

㊟

植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

住 所
年 月 日 氏 名

植物防疫官 殿

積 載 船 (機) 名			
入 港 年 月 日			
輸 出 港 名			
積 出 港 名			
荷 送 人 住 所 氏 名			
荷 受 人 住 所 氏 名			
種 別 ・ 名 称 等	種 別 等	数 量 等	備 考
備 考			

備考 1 条の欄には、必要に応じて、品種名・ブランド名を記入すること。
2 条の欄には、それぞれ単位も記入すること。

備考 1 ④の欄には、必要に応じて、品種名・ブランド名を記入すること。
2 ⑤⑥の欄には、それぞれ単位も記入すること。

[illegible][illegible][illegible]

第八号様式（第十九条関係）

第八号様式（第十九条関係）



備考
(1) 一欄には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
(2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

年 月 日
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名
植物等輸入認可証
種 類
数 量

年 月 日
植物等輸入認可証明書
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

下記……は、植物防疫所による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。
種 類・名 称
輸送方法の区別
種 数・数 量
検査年月日
検査人住所氏名
検査人住所氏名
植物防疫所検査たがひ量の検査による輸入認可又は同数量検査の検査による種別
検査をすくもりの場合は、輸入者の管理責任者の氏名及び管理地の場所

第八号の二様式（第十九条関係）

第八号の二様式（第十九条関係）



備考
(1) 一欄には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
(2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

年 月 日
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名
植物等輸送認可証
種 類
数 量

年 月 日
植物等輸送認可証明書
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

下記……は、植物防疫所による輸入検査を植物防疫所検査員検査を完了し、検査の
検査により植物防疫所の検査で承認する検査で承認するたの輸送を認めたことを証明する。
種 類・名 称
輸 送 方 法 の 区 別
種 数・数 量
検査人住所氏名
検査人住所氏名
検査の場所

第九号様式（第二十一条関係）

第九号様式（第二十一条関係）

植物防疫所
年 月 日
備考
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

下記……は、植物等輸入植物防疫所……条の規定により検査したことを証明する。
種 類・名 称
輸 送 方 法 の 区 別
種 数・数 量
検査人住所氏名
検査人住所氏名
検査の場所
検査の方法

第十号様式（第二十一条関係）

第十号様式（第二十一条関係）

年 月 日
受 領 証
植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

日本関係様式会社印
下記……は、植物等輸入植物防疫所……条の規定により……するため受領したことを証明する。
種 類・名 称
種 数・数 量
検査人住所氏名
検査人住所氏名

第十一号の二様式（第二十二條の二關係）

第十一号の三様式（第二十二條の二関係）

第十二号様式（第二十三条関係）

2 本印の横には、英文を併記すること。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

第十七号様式（第三十一条の九関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の登録・更新の更新＞申請書の登録事項の変更届出書

登録＜登録の変更＞申請書の記載事項に変更があったので、継続的検査（昭和25年法律第151号）第10条の9の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記

1 変更の内容

2 変更した年月日

3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

第十八号様式（第三十一条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務取扱認定申請書

継続的検査（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項第2号の規定に基づき、業務取扱を定めたいので認可を求めます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第十九号様式（第三十条の十関係）

第十九号様式（第三十条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務取扱変更認可申請書

継続的検査（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項第2号の規定に基づき、業務取扱を変更したいので認可を求めます。
記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務休止・廃止＞許可申請書

継続的検査（昭和25年法律第151号）第10条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり許可を求めます。
記

1 当該休止・廃止に係る者の氏名又は名称及び住所

2 当該休止・廃止に係る検査の区分

3 当該休止・廃止に係る事務所の名称及び所在地

4 当該休止・廃止の予定年月日

5 休止・廃止の理由

備考 標札は、木製、金属製、プラスチック製等の容易に破壊しない素材であること。

下記……………付植物防疫法第13条の規定による検査に合格したことを証明する

植物防疫官

備考……………の所には、補給防疫所の名称を記入すること。

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

（移動制限建築物等移動許可受書書）

農林水産省令 第 号

住所 町 丁目 番 号

年 月 日 日付で申請があった下記1の移動制限建築物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 移動制限建築物等

2 条件

第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）

（移動制限建築物等移動許可受書書）

農林水産省令 第 号

住所 町 丁目 番 号

年 月 日 日付で申請があった下記1の移動制限建築物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 移動制限建築物等

2 条件

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

（移動制限建築物等移動許可受書書）

農林水産省令 第 号

住所 町 丁目 番 号

年 月 日 日付で申請があった下記1の移動制限建築物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 移動制限建築物等

2 条件

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

（移動制限建築物等移動許可受書書）

農林水産省令 第 号

住所 町 丁目 番 号

年 月 日 日付で申請があった下記1の移動制限建築物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 移動制限建築物等

2 条件

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）

（移動制限建築物等移動許可受書書）

農林水産省令 第 号

住所 町 丁目 番 号

年 月 日 日付で申請があった下記1の移動制限建築物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 移動制限建築物等

2 条件

第二十二号の七様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の八様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の九様式（第三十五条の五関係）

移熱和阻礙物等檢查合格証明

④ 数字は、換算年月日を記入すること。

——には、補聴器設置の必要
を記入すること。

第二十二号の十様式（第三十五条の五関係）

第二十二号の十様式（第三十五条の五関係）

第 号
年 月 日

………（債権の取得）………（支払又は出資）
債権の取得者 氏 名

下記権利等について、債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。

債権等の種類、種類及び種類
取得方法の種類
消 滅 の 方 法
この………について（債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。）
取得者 氏 名
消 滅 年 月 日

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

債権の取得者（………）の取得証明

債権等の種類
取得方法の種類
消 滅 の 方 法
この………について（債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。）
取得者 氏 名
消 滅 年 月 日
………（債権の取得）………（支払又は出資）

第二十二号の十二様式（第三十五条の五関係）



第 号
年 月 日

………（債権の取得）………（支払又は出資）
債権の取得者 氏 名

下記権利等について、債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。

債権等の種類、種類及び種類
取得方法の種類
消 滅 の 方 法
この………について（債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。）
取得者 氏 名
消 滅 年 月 日
………（債権の取得）………（支払又は出資）

第二十二号の十三様式（第三十五条の五関係）



第 号
年 月 日

………（債権の取得）………（支払又は出資）
債権の取得者 氏 名

下記権利等について、債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。

債権等の種類、種類及び種類
取得方法の種類
消 滅 の 方 法
この………について（債権の取得は第三十五条の五の項の債権の取得をしたことを証明する。）
取得者 氏 名
消 滅 年 月 日
………（債権の取得）………（支払又は出資）

第二十二号の十五様式（第三十五条の八関係）

第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

[illegible]

第三十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

移動禁止植物等指定等命令書

書	号
年	月
日	

.....殿

農林水産大臣

植物防疫法第 16 条の3第2項において認め入港して使用する第7条第6項の規定により下記のとおり することを命ずる。

移動禁止植物等移動許可指令番号

移動禁止植物等の名称

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

第二十三号様式（第三十六条関係）

第二十三号様式（第三十六条関係）
(緊急防除命令書)

農林水産省 第 号 局

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣 記

1 対象となる品名及び数量
2 対象となる品物の所在地
3 対象となる品物の採取又は期間
4 対象となる品物の採取方法
5 その他必要な事項

第二十四号様式（第三十七条関係）

第二十四号様式（第三十七条関係）
(緊急防除命令書)

農林水産省 第 号 局

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣 記

1 対象となる品名及び数量
2 対象となる品物の所在地
3 対象となる品物の採取又は期間
4 対象となる品物の採取方法
5 その他必要な事項

第二十五号様式（第三十八条関係）

第二十五号様式（第三十八条関係）
(緊急防除命令書)

農林水産省 第 号 局

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣 記

1 対象となる品名及び数量
2 対象となる品物の所在地
3 対象となる品物の採取又は期間
4 対象となる品物の採取方法
5 その他必要な事項

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）
協力費用請求書

年 月 日

農林水産大臣 局

住所 氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第18条第1項の規定に基づき、本局より協力費用を徴収する旨を通知したため、当該通知に基づき、本局に協力費用を支払うこととします。

記

品	以下の内容を	円
区分		
品名		
単位		
金額		
備考		

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二
条関係）
第二十八号様式（日本産業規格A4）（第四十三
条関係）
第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四
条関係）
第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六
条関係）

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二
条関係）

防除用薬剤譲与承認書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

譲与防除法第27条第1項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、下記のとおり申請します。
この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、譲与防除法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

- 一 譲与薬剤の種類及び数量
- 二 農産物の産地
(イ) 指定有形動植物の種類及び授産作物の種類
(ロ) 農産物の産地
- 三 農業者が製造を行うことが著しく困難である理由
- 四 防除の内容
(イ) 防除の区域、実施種及び防除期
(ロ) 防除の期間
- 五 その他必要な事項

備考

- 1 防除の区域の範囲を併付すること。
- 2 申請者が製造するものである場合には、記載事項を併付した防除書に記載すること。
- 3 申請者が製造するものであり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲与して、その者に防除を行わせることとするときは、譲与しようとする相手方、防除用薬剤の量、譲与の方法等を互の項に記載すること。

第二十八号様式（第四十三
条関係）

防除用薬剤譲与承認書

年 月 日

殿

農林水産大臣

年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に対し、下記により譲与することとしたため、通知する。

記

- 一 譲与薬剤の種類及び数量
- 二 防除の期日及び場所
- 三 使用方法及その他の指示事項

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四
条関係）

防除用薬剤受領書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に基づき、下記のとおり受領しました。
譲与を受けた防除用薬剤については、防除法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 譲与の種類及び数量
- 二 受領年月日
- 三 受領場所

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六
条関係）

防除用薬剤受領書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付防除用薬剤譲与承認書に基づき、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を下記のとおり報告します。

記

- 一 防除の状況
(イ) 指定有形動植物の種類及び防除を行った作物の種類
(ロ) 防除区域及び面積
(ハ) 防除を行った期間
(ニ) 防除実績の内容
- 二 防除の成果
- 三 その他必要な事項

備考

- 1 報告者が製造業者である場合には、記載事項を併付した防除書に記載すること。
- 2 報告者が製造業者であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基づいて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡しの場所、譲与の相手方が防除に必要な事項を互の項に記載すること。

請檢用器具接受申請書

舞台歌

- 備考

防除用器具貸付承認

讀書

記

年

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九条関係）
第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

第三十六号様式（日本産業規格 A 4）（第五十四

条関係）

第五十六号様式（日本産業規格 A 4）（第五十四条関係）
 防除用器具点納票

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
 氏名又は名称及び代表者氏名

下記は 年 月 日付11番付家課通知書によって指示受けましたが、防除機
 器を壊したため7回修理に費定された品物の修理に於いて返納します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
指示した期日	
備考	

備考

備考欄には、指示防除用器具の修理回数及び修理品一回回数、当該器具による除
 防除成績、当該器具の修理の有無及び修理の状況等を記載すること。